

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月 5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	残留熱除去系A系の原子炉圧力容器入口弁の開閉表示用リミットスイッチの点検において、内部部品に破損が認められたため、当該部品を交換	D	
2	2号機	蒸気式空気抽出器の中間冷却器用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（1本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
3	2号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（主蒸気安全弁機能検査等2件）の記録確認において、検査成績書の添付資料（検査手順）の添付漏れについて指摘を受けたため、対応検討	C	
4	2号機	循環水系放水配管の点検において、C系統の配管に孔食（縦：約60mm・横：約75mm）が認められたため、対応検討	C	4月28日No.5の 関連不適合
5	2号機	高圧注水系タービンの補助潤滑油ポンプ駆動用電動機の点検において、シャフトとカップリングの嵌合値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
欠番			—	6月25日再審議にて 内容に誤りがあったため削除 し、6月25日No.3 を報告
7	2号機	定期事業者検査（原子炉補機冷却系ポンプ検査）において、妥当性評価書の使用方法に誤りが認められたため、対応検討	D	7月3日再審議にて グレード変更 C → D
8	3号機	復水貯蔵タンクの西側保護壁面に設置されている照明灯のカバーに腐食が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
9	4号機	原子炉保護系の定例試験（スクラムテストスイッチによるサブチャンネルトリップ試験）において、スクラムパイロット弁制御用空気配管の圧力調整弁（A）に制御動作不良が認められたため、当該調整弁を点検・修理	D	
10	4号機	480V非常用動力電源盤（4C-2A）内の「電圧低」警報用検出回路の配線不良により配線被覆が一部剥がれていたことから、絶縁テープにて養生した後、当該電源盤の扉を閉めたところ、当該配線が断線したため、当該配線を修理	D	
11	5号機	主蒸気管（C）用圧力検出元弁の開閉操作ハンドルが外れていたため、当該ハンドルを取付	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	主復水器細管洗浄装置（C2）のボール回収器出口三方弁のストッパ用ネジが折損していたため、当該ネジ部を修理	D	
13	6号機	原子炉建屋地下2階残留熱除去系ポンプ（A）室内局所空調機のドレン配管がファンネルに導かれていないことが認められたため、対応検討	対象外	6月8日再審議にて グレード変更 D→ 対象外
14	6号機	原子炉建屋地下2階残留熱除去系ポンプ（C）室内局所空調機のベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	集中環境施設	ペレット等固化設備ドラム缶キャッピング装置の機器制御用電磁弁（2台）より異音の発生が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで